

平成 24 年 1 月 19 日

関係都県廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課長

薪ストーブ等を使用した際に発生する灰の取扱いについて

廃棄物の適正な処理の推進につきまして、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、福島県内において薪ストーブを使用した際に発生する灰等から放射性セシウムが検出されるという例が見られました。その測定結果については、別紙を御参照ください。

この事例を受け、一定の地域内の一般家庭等において薪ストーブを使用した際に発生する灰の取扱いについて、下記のとおり取りまとめました。

各都県におかれましては、本通知の趣旨を御理解の上、管内の関係市町村への周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 本通知に基づく対応が必要となる地域について

本通知が対象とする地域は、これまでの報告や地域の汚染状況を踏まえ、当面の間、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第 32 条に規定する汚染状況重点調査地域とします。

2. 薪ストーブを使用した際に発生する灰の当面の取扱い

1. の地域内の一般家庭等において、薪ストーブを使用した際に発生した灰については、その安全性が確認された場合を除き、庭や畑にまいたりせず、市町村等が一般廃棄物として収集し、処分を行ってください。収集し、まとめた灰の放射性セシウムの放射能濃度を測定した結果、8,000Bq/kg を超える場合は、放射性物質汚染対処特措法第 18 条の規定による指定廃棄物としての指定の申請を行うことができます。申請に当たっては、市町村内で収集したこれらの灰をできる限りまとめた上で、放射能濃度の測定・申請を行ってください。

一般家庭等においては、灰が収集されるまでの間、周囲への飛散や雨などでの流出を防止するため、ビニール袋等に入れ、人が近寄らない場所または土嚢等により放射線の遮蔽ができる場所に保管するよう、周知をお願いします。

3. その他

薪ストーブのほか、ボイラー等、薪等を燃料利用して灰が発生する場合においても、同様の取扱いとしてください。